に掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十三号に掲げる地点から第八十六号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十三号に掲げる地点と第八十六号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第八十七号に掲げる地点から第九十号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十七号に掲げる地点と第九十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一～七十　（略） （削る） （削る） （削る） 七十一～九十　（略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）

附　則

この省令は、令和七年六月二十日から施行する。

に掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点から第九十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点と第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。） 一～七十　（略） 七十一　鶴見信号所から五十一度三十分九百七十メートルの地点 七十二　鶴見信号所から四十七度千六十メートルの地点 七十三　鶴見信号所から五十度千三百三十メートルの地点 七十四～九十三　（略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）

規　則

○国家公安委員会規則第十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年六月六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～八　略］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十三条第一号に規定する罪 ［十～四十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪 ［十～四十六　同上］